

自立支援医療費(精神通院) 自己負担上限額

医療機関の窓口では、原則1割負担ですが、所得に応じて、以下のとおり自己負担の上限額が設定されます。

生活保護世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯(被保険者の市民税所得割の額)			
	本人収入 80万円以下	本人収入 80万円超	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上	
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担上限額		公費負担の対象外	
			重度かつ継続に該当(※1)			
			5,000円	10,000円	20,000円	

・自立支援医療における世帯とは、同じ医療保険(例:国民健康保険)に加入している家族となります。

(※1) 重度かつ継続の範囲

- ・統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)、3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された方
- ・12カ月で高額医療を3回以上受けた方